

- 総務省は、通信の利用者情報の保護の強化を名目として、次期通常国会に電気通信事業法の改正案を提出する方向。
- 現在明らかになっている法改正の方向性は、デジタルビジネスのみならず日本社会のデジタル化全体にとって深刻な負担となり、阻害するおそれが高いものであり、重大な懸念あり。

懸念点①

総務省が、ネット利用企業／デジタルサービスを広範に網にかけた規制強化を行おうとしていること

既に銀行・家電メーカー・自動車メーカー・商社・物流会社・ゲーム会社・飲食店なども「電気通信事業者」
→ DXの進展により、更に広範な企業が電気通信事業法の規制対象となり、IoT/M2Mのデータ流通にも大きな影響

懸念点②

電気通信事業法が「情報取扱いの一般法」となり、二重規制や過剰規制をもたらすこと

個人情報保護法との二重規制＋過剰規制（個人を識別できない情報の取扱いも規制、サーバ設置国の公表義務など）
→ あらゆる企業は、個人情報保護法に加え、電気通信事業法も理解した上で対応を行うことが必要に

懸念点③

国際的に極めて異常なガラパゴス規制が、日本のデジタル化に悪影響を及ぼすこと

サービスにチャット／メッセージング機能を付けるだけで総務省への届出が必要といったガラパゴス規制

懸念点④

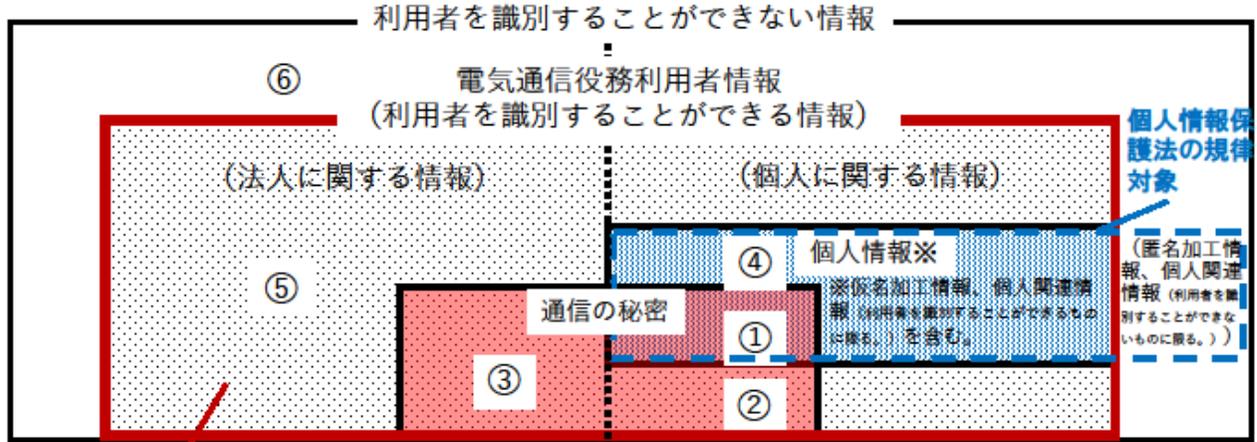
非公開の会合での拙速な議論に基づき、このように大きな法改正を行おうとしていること

いわゆるLINE問題が発端だったはずが、半年間の非公開での議論の結果、無関係な規制強化が盛り込まれた法改正に

二重規制への対応により産業界に予想される混乱

電気通信役務利用者情報と個人情報等の関係について

別紙



適正な取扱いを求める電気通信役務利用者情報

分類	内容・具体例
①【個人情報かつ通秘】	特定の個人を識別することができる情報と結びついた通信の内容、通信の相手方、通信月日等 (電話の通話履歴等)
②【利用者情報かつ通秘】	それ単体で特定の個人を識別まではできない情報であるが利用者を識別することができる情報 (登録ID、アカウント名等) とのみ結びついた通信の内容、通信の相手方、通信年月日等
③【法人情報かつ通秘】	法人に関する通信の内容、通信の相手方、通信年月日等
④【個人情報かつ通秘ではない】	個人を識別することができる情報であるが、個々の通信には結びついていないもの
⑤【その他電気通信役務利用者情報】	それ単体で特定の個人又は法人を識別することができない情報であるが利用者を識別することができる情報 (利用者のID、アカウント名、位置情報、Cookie、広告ID、ビーコン等) であって、個々の通信には結びついていないもの
⑥【利用者を識別することができない情報】	統計情報、匿名加工情報 (※個人情報保護法の規律対象ではある) 等

法改正が実現した場合、DXに取り組むあらゆる企業は個人情報保護法と電気通信事業法との関係を正確に理解した上で、対応することが求められる



そのようなことは実効的なのか？

具体的場面への適用が不明なため、総務省へのお伺いが必要となり、不透明な裁量行政がDXの障害となるのではないかと懸念されています。

(出典) 総務省「電気通信事業ガバナンス検討会」第13回 (2021.12.14) 資料